

# 固定資産税のお知らせ

固定資産(土地・家屋・償却資産)の異動申告は平成20年1月21日(月)までに!!

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が固定資産の所在する市町村に納める税金です。平成19年中に、次のような異動があった場合は、必ず申告をしてください。

## 土地・家屋

土地の利用状況が変わった場合

(例)農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした場合等  
登記が完了した土地異動・所有権移転の場合は、申告不要です。  
家屋を取り壊した場合  
家屋の用途変更があった場合  
(例)専用住宅・併用住宅等

工場・事務所等

税額が変更になる場合があります。

登記をしていない家屋の所有者が変わった場合

その他、平成19年4月に送付した「課税明細書」

の内容と比べて変更があった場合など

償却資産

償却資産課税台帳に資産登録がある方には、12月中旬に「申告書」を送付します。新しい資産の購入または廃棄、事業の廃業等の変更を申告してください。

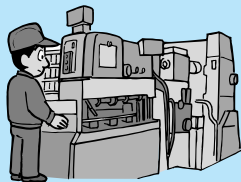


《申告・問合せ》  
税務課資産税係または各総合支所市民生活課

## 知って納得!

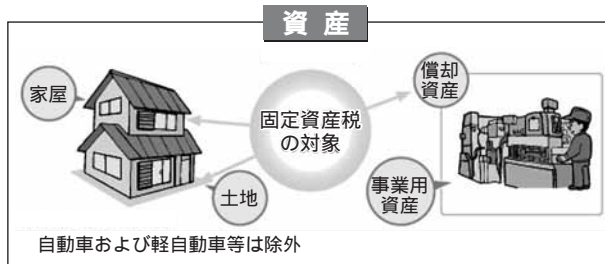
### 固定資産税(償却資産)の

### Q & A



Q. 償却資産とは何ですか?

A. 会社や個人の方が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産のことをいいます。土地や家屋と同じく固定資産税がかかります。



Q. 申告しなければいけないのですか?

A. 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。

Q. どんな資産が申告の対象ですか?

A. 原則として、決算時に減価償却資産として計上したものは、すべて償却資産の申告対象となります。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告対象から除かれます。

#### 償却資産の対象となるもの(例)

<b>飲食店</b> 厨房設備、カラオケセットなど 	<b>工場</b> 各種製造設備、受変電設備など 	<b>ホテル・旅館</b> 客室備品、洗濯設備など 
<b>建設業</b> パワショベル、ポータブル発電機など 	<b>理容業・美容業</b> 理・美容椅子、洗面設備など 	<b>医院</b> ベッド、手術台、X線装置など 
<b>ガソリンスタンド</b> オイルチェンジャー、洗車機など 	<b>小売店</b> 商品陳列ケース、冷蔵庫など 	<b>農業・漁業</b> 田植機、漁船など 

Q. 新規開業しましたが申告はどうするのですか?

A. 平成19年中に、新しく事業を始められた方は、市から「申告書」を送付しますので、税務課資産税係まで連絡ください。また、事業を営んでいるが、これまで申告をしたことがない方も申告が必要ですので、申し出てください。

平成20年4月1日から  
市からの口座振込通知書を廃止して  
通帳印字方法を変更します

市では、これまで債権者の皆さんに口座振込の方法で支払いを行った場合、口座振込通知書でお知らせしていましたが、平成20年4月1日からこの通知書の送付を廃止します。

通知書に替えて、債権者の皆さんの預金通帳に、請求書番号、振込元課名、金額を印字します。



なお、医療費等の決定通知を兼ねるものについては、今までどおり「口座振込通知書」を送付し、内容は「振込元課名、金額」を印字します。

振込元課名は、預金通帳への印字数が制限(カナ12~15文字程度)されるため略称を使用します。

略称については、市のホームページに掲載する予定にしています。

また、通帳記帳内容は、請

求書番号がある場合とない場合では、表示方法が左表のとおり異なります。詳細は、会

【請求書番号がある場合】 会計課の表示例

請求書番号	請求書番号(英数記号11文字以内)+ T(豊岡市)+ 所属課力ナ名称(カナ1文字以上)														
「12345」	1	2	3	4	5	T	ト	ヨ	オ	カ	カ	イ	ケ	イ	
「123456」	1	2	3	4	5	6	T	ト	ヨ	オ	カ	カ	イ	ケ	イ
「1234567」	1	2	3	4	5	6	7	T	ト	ヨ	オ	カ	カ	イ	ケ
「1234567890」	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	T	ト	ヨ	オ	カ
「12345678901」	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	T	ト	ヨ	オ
「123456789012」	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	T	ト	ヨ	オ
「1234567890123」	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	T	ト	ヨ	オ
「12345」・「12346」	1	2	3	4	5	・	1	2	3	4	6	T	ト	ヨ	オ
「12345」~「12349」	1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	9	T	ト	ヨ	オ

《問合せ》 会計課出納係

計課に問い合わせください。水道(簡易水道は除く)・下水道からの口座振込についても口座振込通知書の送付を廃止します。ただし、通帳記帳内容は変更ありません。

【請求書番号がない場合】 会計課・日高 中学校の表示例

請求書番号	所属課力ナ名称(カナ12~15文字以内)													
なし	ト	ヨ	オ	カ	カ	イ	ケ	イ						
	ヒ	タ	カ						チ	ユ	ウ	カ	ツ	コ

所得税額の特別控除制度が創設されました  
電子証明書の取得はお早めに

平成19年度税制改正で、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用促進に向けて、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。

これは、e-Taxを利用して平成19年分または平成20年分(いずれか1回)の所得税の確定申告書を提出する際に、本人の電子署名と電子証明書を併せて送信すると、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の控除を受けることができるということです。

電子証明書は、インターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、市で発行しています。

この機会に電子証明書とICカードリーダーライター(ICカードを読み取る機械)を取得して、利用ください。

なお、確定申告時期が近づくと、窓口が混み合う場合があります。

ありますので、電子証明書の取得はお早めにお願います。電子証明書の取得

市民課市民係または各総合支所市民生活課で住民基本台帳カードを入手し、申請書等を提出して取得できます。(発行手数料として、住民基本台帳カード、電子証明書いずれも500円が必要になります)

ICカードリーダーライターの入手 家電量販店やインターネット販売で購入できます。詳細は、次のホームページをご覧ください。

【住民基本台帳カード】

[http://www.soumu.go.jp/cegyousei/daiyo/juki\\_card.html](http://www.soumu.go.jp/cegyousei/daiyo/juki_card.html)

【電子証明書】

<http://www.jpki.go.jp/>

[index.html](http://www.jpki.go.jp/index.html)

【ICカードリーダーライター】

<http://www.jpki.rw.jp/>

【e-Tax】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

《申請・問合せ》

市民課市民係または各総合支所市民生活課